大学設置・学校法人審議会機構図

大学設置・学校法人審議会

大学設置分科会
【委員：１５人，特別委員：３０人】

教育課程，教育の方法，教員組織，教員の資格，校地，校舎等について，「大学設置基準」等に適合しているかどうかを審査。

○　審査案件の審査，答申

学校法人分科会
【委員：１４人，特別委員：８人】

財政計画・管理運営等について，「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」等に適合しているかどうかを審査。

○　審査案件の審査，答申

運営委員会
【１７人】
（分科会委員（分科会長，職務代理含む。）及び特別委員）

○　分科会の会議の議案の整理，審査会相互間の調整
○　特に付託された事項の審議

特別審査会
【２審査会／１０人程度】
（分科会委員及び特別委員）

○　特別の事項を審査

審査会
（分科会委員，特別委員及び専門委員）

○　設置構想に係る審査
○　専門委員会の調査結果を踏まえた審査，意見の調整
○　判定案の作成等

※　特別の必要に応じて，審査会に代えて特別審査会（専門職大学院，法科大学院等）を設置

連携

設置計画履行状況等調査委員会
（分科会委員，特別委員，専門委員等）

○　設置計画履行状況調査の実施に関する事項等

専門委員会
（専門委員）

○　教育課程・教員組織等に関する専門的事項の調査
○　教員の資格審査

※　学問の専攻分野に応じて設置